

けいたいてんわう はじ をおほとのみこ しょう  
繼體天皇、初め男大迹王と稱し、  
おうじんてい せい まこ  
應神帝の五世の孫なり。

ちち ひこうしのみこ  
父は彦主人王。

みこ あふみ みつを べっげふ を  
王、近江の三尾の別業に居り、

みくに さかなかゝのひと  
三國の阪中井人、

それがし ぢよふりひめ へい  
某の女振媛を聘して妃となし、

てんわう う  
天皇を生めり。

たんわう えう こ  
天皇、幼にして孤なれば、

ふりひめ したが たかむく きくやう  
振媛に従ひて高向に鞠養せらる。

さう およ し あい けん らい  
壮なるに及び、士を愛し賢を禮し、

いかつじよ  
意豁如たり。

ぶれつていほう し  
武烈帝崩じて嗣なし。

とき ちうあいてい せい まこ  
時に仲哀帝の五世の孫倭彦王、

たんばのくはたのこほり せんきよ  
丹波桑田郡に潜居せり。

おほむらじかなむら き さだ これ むか  
大連金村、議を定めて之を迎ふ。

やまとひこのみこ きゑい はなは おこそか のぞ み  
倭彦王、儀衛の甚だ嚴なるを望み見、

おほい おそ にげ かく  
大に懼れて逃げ匿れぬ。

ぐわんねんひのとゐ

元年丁亥、

はるしやうがつ きのえね

春正月四日甲子、

おほとものむらじかなむら

大伴連金村、

さらぎ いは

更に議して曰く、

をおほとのみこ

男大迹王、

じじんかうじゅん

慈仁孝順なれば、

てんしやう

天緒を承くべしと。

おほむらじものべのおちじあらかび

大連物部連麿鹿火・

おほおみこせのおみをひとら

大臣巨人勢臣男人等、

みなそ

皆其の議に従ひぬ。

すなは おみむらじら

乃ち臣連等を遣はし、

せつぢ ほふが そな

節を持って法駕を備へ、

てんわう みくに むか

天皇を三國に迎へしむ。

てんわう

天皇、

あぐら よ じじやく

胡床に據り自若として、

じしん せいれつ

侍臣を齎列すること、

げん ていぎ こと

儼として帝坐の如し。

持節使等、其の尊嚴なるを望み視て、  
内甚だ之に嚮へり。

天皇、猶豫して未だ道に就かず。

會河内の馬飼首荒籠といふ者、

潜かに人を遣はして、

具に大臣・大連の奉迎する所以の

意を告げしめしかば、天皇、

意決して遂に發せり。

歎じて曰く、荒籠なかりせば、

我其嗤を天下に取りしならんと。

阼を踐むに及び、

厚く寵待を加へたり。

二十四日甲申、

樟葉宮に至る。

二月四日甲午、

大連大伴連金村、

跪きて鏡劔璽符を上る。

天皇、てんわう 僻讓ひじやうすること再さい三さん。

金村、かなむら 地に伏ふして固かたく請こふ。

天皇、てんわう 逐つひに之これを許ゆるし、

是この日ひ、位くらゐに即つく。

時ときに年とし五十八。

是これを男をおほ大迹ほと天皇すめらみこととなす。

大連おおむらじ大伴おほとも連むらじ金村かなむら。

物部連ものべのむらじ麿あらか鹿火かび。

大臣おほおみ許勢こせ臣おみ男人おひと、並もとに故ことの如ごとし。

三月きのえね五日のえね甲子かろし、

手白たしろ香皇女がのひめみこを立てて皇后くわじゆうとなす。

九日つちのえ戊辰たつみ、詔ことして曰いはく、朕聞ちんきく、

一夫いっぶ耕たがさざるときは、

則すなち天下はてん或かは其あるの飢ひを受け、

一婦いっぶ織おらざるときは、

則すなち天下はてん其その寒さむさを受うくと。

是このの故ゆえに、

帝王躬も耕して、  
以て農業を勧め、  
后妃親ら蠶して、  
以て女功を勸む。

況や、  
群寮百姓に在りては、  
其の農績を廢棄して、  
能く殷富に至るべけんや。  
有司、普く天下に告げて、  
朕が意を識らしめよと。

十四日癸酉、目子媛・  
稚子媛・廣媛・  
麻績娘子・關媛・倭媛・  
黃媛・廣媛の  
八妃を納る。

二年戊子、冬十月三日癸丑、  
武烈天皇を葬る。

三年己丑、春二月、  
つちのとつし はる

使いを百済に遣はして、  
つかひ くだら つか

其の民の逃れて  
そ たみのが

任那にあるものを括出して  
みまな くわつしゆつ

之を歸さしむ。  
これ かへ

五年辛卯、冬十月、  
かのとう ふゆ

都を山背の筒城に遷す。  
みやこ やましろう つつき うつ

六年壬辰、  
みつのえたつ

夏四月六日丙寅、  
なつ ひのえとら

哆唎國守穗積臣押山を  
たりのこくしゆ ほづみのおみおしやま

百済に遣はす。  
くだら つか

因て筑紫馬四十匹を賜ふ。  
よつ つくしうま びき たま

冬十二月、百済貢調して、  
ふゆ くだらこうてう

別に任那の上哆唎・下哆唎  
べつ みまな おこしたり あるしたり

娑陀・牟婁の  
さた むる

四縣を表請す。  
けん へうせい

之を許す。  
これ ゆる

七年癸巳、夏六月、  
百濟、其の將軍姐彌文貴・

洲利即爾を遣はして、

穗積臣押山に従ひて來らしめ、

五經博士段楊爾を貢し、

伴跋國の己汶の地を

侵奪したることを奏す。

冬十一月五日乙卯、

召して、百濟・新羅・安羅・

伴跋の使者を會せしめ、

詔を下して、己汶帶沙

の地を以て百濟に賜ふ。

是の月、伴跋、

使を遣はして

來りて珍寶を獻じ、

己汶の地を

乞はしめたれども、許さず。

十二月八日戊子、つちのえね

勾大兄皇子を立てて皇太子となす。まがりのおほえのみこ た くわうたいし

詔して曰く、朕、天緒を承けて、みことのり いは ちん てんしよ う

宗廟を保つことを獲、そうへう たも え

兢兢業業として、きようきようげふげふ

夕も惕れて休まず。間者、ゆふへ おそ やす このもの

天下安静、海内静平にして、てんか あんせい かいだいせいへい

屡豊年を致す。しばしばほうねん いた

懿かな摩呂古、よいかな まろこ

朕が心を八方に示せり。ちん こころ はつぱう しめ

盛なるかな勾大兄、さかん まがりのおほえ

吾が風を萬國に光かせり。わが ふう ばんこく かがや

寶とする所は惟賢のみにして、たから ところ ただけん

善を為すを最も樂しむ。ぜん な もつと たの

聖化、茲に憑りて遠く扇き、せいくわ これよ とほ し

玄功、此に藉りて廣く覃ぶ。げんこう これよ ひろ の

寔に汝の力なり。まこと なんじ ちから



よろし とうぐう め  
宜しく春宮に處て、

ちん たす か おぎな  
朕を助けて闕けたるを補ふべしと。

きのえうま はるしやうがつ  
八年甲午、春正月、

くわうたいしひ かすがのみこ さほのみやけ たま  
皇太子妃春日皇女に匝布屯倉を賜ふ。

は べ  
三月、伴跛、

しろ きづ くわんべい そな  
城を築き官兵に備へて、

しらぎ しんりやく  
新羅を侵掠す。

きのとひつじ ひのとうし  
九年乙未、春二月四日丁丑、

ものへのむらじ くだら つかひ おく  
物部連をして百濟の使いを送らしむ。

は べ へい だ  
夏四月、伴跛、兵を出して、

ものへのむらじ てさえ なが かく  
物部連を帶沙江に遮り、

おほい じふりやく おこな  
大に劫掠を行ふ。

ものへのむらじ わづか まぬか  
物部連、僅に免れて、

もん もら のが  
汶慕羅に逃る。

ひのえさる あき くだら  
十年丙申、秋九月、百濟、

そ しゃつくん すりそに つか  
其の將軍州利郎爾を遣はして、

ものへのむらじ おく  
物部連を送り、

且つ己汶の地を

賜へることを謝し、

五經博士漢高安茂を貢して、

段楊爾に代へんことを請はしむ。

之を聽す。

十四日戊寅、又其の將軍灼莫古、

及び日本斯那奴阿比多を遣はして、

高麗の使に副へて來朝せしむ。

十二年戊戌、

春三月九日甲子、都を弟國に遷す。

十七年癸卯、夏五月、

百濟王武寧卒す。

十八年甲辰、春正月、

百濟王明立つ。

二十年、丙午、

秋九月十三日己酉、

都を磐余玉穗に遷す。

ひのふじつ

二十一年丁未、夏六月、

あふみのけぬのおみ

近江毛野臣をして、

しうろくまん ひぎ

衆六萬を率ゐて、

みまな

任那に往き、

しらぎ

新羅の侵す所の故地を復せしむ。

つくしのくこのみぢひいはるそむ

筑紫國造磐井叛き、

ひ

火・豊の二國に據り、

しらぎ はかにていつう

新羅と謀を通じて、

けぬのおみ こほ

毛野臣を拒む。

かのとつ ついたち

秋八月辛卯の朔、

みよのつ

詔して、

おほむらじものへのむらじあらかび いばみ

大連物部連麿鹿火を以て

たいしやうぐん

大將軍となし、

これ

之を討たしむ。

つちのえさる

二十二年戊申、

きのえね

冬十一月十一日甲子、

たいしやうぐんものへのむらじあらかび

大將軍物部連麿鹿火、

いはる う これ やぶ  
磐井を撃ちて之を破る。

いはる ちう ふく  
磐井、誅に伏し、

つくし「い」た さだま  
筑紫悉く定る。

つくしのきみかつら  
十二月、筑紫君葛子

ちち ざ  
父に坐して

ちう おそ  
誅せられんことを恐れ、

かすやのみやけ けん  
糟屋屯倉に獻じて

その つみ あまな  
其の罪を贖はんことを求む。

つちのととし  
二十三年己酉、

春三月、

くだら から たさのつ もつ  
百濟、加羅の多沙津を以て

てうこう みち こ  
朝貢の路となさんことを請ふ。

これ ゆる  
之を許し、

ものへのいせのむらじかぞね  
物部伊勢連父根・

きしのおきなら つか  
吉士老等を遣はして、

つ もつ くだら そく  
津を以て百濟に属せしむ。

からわう これ うち  
加羅王、之を怨む。

是この月、  
近江毛野臣を安羅に遣はして、  
諸蕃を和解せしむ。

夏四月七日戊子、  
任那王己能末多干岐來朝して、  
新羅、約に背きて  
侵掠することを訴ふ。

是の月、使を遣はして  
己能末多干岐を護送せしめ、  
近江毛野臣に勅して、  
二國を和解せしむ。

秋九月、  
大臣巨勢臣男人薨ず。

二十四年庚戌、春二月丁未の朔、  
詔して曰く、  
磐余彦の帝・水間城の王より、  
皆博物の臣・明哲の佐に頼れり。

ゆゑ みちのおみ はかりごと の  
故に道臣、謨を陳べて、

かむやまともつ さかん  
神日本以て盛に、

おほひこ はかりごと の  
大彦、略を申べて、膽瓊殖、

もつ さかん  
以て盛んなりき。繼體けいたいの君きみに及び、

ちうこう こう た  
中興の功を立てんと欲する者、

なん かつ  
何ぞ嘗て

けんでつ はかりごと よ  
賢哲の謨謀に頼らざるものあらんや。

くだ を ほつせのすめらみこと およ  
降りて小泊瀬天皇に及び、

ぜんせいりつへい のち うけ  
前聖隆平の後を承け、

ぞくちうち やぶ さと  
俗漸く敞れて悟らず、

まじいできしうち おてし  
政浸く衰へて改めず。

ただそ ひともち  
但其の人を用ふるに、

おのおのるい もつ すす  
各類を以て進め、

たいしやく  
大略あるものは、

そ みじか くる と  
其の短き所を問はず、

かうさい  
高才あるものは

そ うしな くる せ  
其の失ふ所を非めず。

ゆゑ そうへう ほう  
故に宗廟を奉じて、

しやしよく あやぶ  
社稷を危くせざることを獲たり。

これ よ これ み  
是に由りて之を觀れば

あ めいさ あら  
豈に明佐の力に非ずや。

ちん たいげふ う  
朕、大業を承けてより、

今に二十四年、

てんかせいだい  
天下清泰にして、

ないぐわいうれひ どじゃうかうゆ  
内外虞なく、土壤膏腴にして、

こくかみのり  
穀稼實あり。

ひそか おそ げんげん  
竊に恐る、元元、

これ よ ちうせ  
斯に由りて漸く

しやび しちう  
奢靡を生ぜんことを。

ゆゑ いまひと  
故に今人をして

れんせつ し あ  
廉節の士を擧げ、

たいだう せんやう  
大道を宣揚し、

こうくわ りうつう  
鴻化を流通せしめんとす。

のつくわん こと  
能官の事は、

いにしへ かた 古より難しと爲せり。

ここに ちん 爰に朕が身に暨ぶ。

あ つし 豈に愼まざる可けんやと。

秋九月、

みまな つかひきた 任那の使來り。

あふみのけぬのおみ すゐぎよ 近江毛野臣が

うしな ほう 綏馭の方を

うしな そう 失へることを奏す。

ここ おい 是に於て、毛野臣を召し還す。

かのとゐ ひのとひついで 二十五年辛亥、

てんわう やまひへい 春二月七日丁未、

くちらゐ くわうたいし 天皇、疾病なり。

たまほのみや ほう 位を皇太子に傳へ、是の日、

玉穗宮に崩す。

年八十二。

あめぬのみさ ほうむ 藍野陵に葬る。

つゐし けいたいてんわう 追諡して継體天皇と曰ふ。